

厚生労働省における教育訓練への支援について

厚生労働省 人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

職業能力開発指導官

辻野 祐介

厚生労働省のデジタル人材育成の取組

離職者向けの支援

ハロートレーニング デジタル強化分の新規 R4年度予算案5億円(0) (公共職業訓練、求職者支援訓練)

離職者等に対して、民間教育訓練機関等も活用し、無料の職業訓練を提供。民間訓練実施機関等へは委託費等を支給。

- (令和3年度補正予算・令和4年度予算案での対応)
- デジタル分野の訓練コースの設定を促進するため、ITSSレベル1以上の資格取得率等の要件を満たす訓練実施機関に対して、委託費等の上乗せを行う。

離職者及び在職者向けの支援

教育訓練給付 R4年度予算案237億円 (192億円)

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部(2割～最大7割)を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

- (今後の対応)
- 関係省庁と連携して、デジタル分野の講座指定を促進。
※経済産業省(第四次産業革命スキル習得講座)
※文部科学省(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム等)

企業(在職者)向けの支援

人材開発支援助成金 R4年度予算案681億円 (307億円)

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

(令和3年度補正予算・令和4年度予算案での対応)

○ITSSレベル2の訓練も高率助成の対象に追加。

(参考)

- ・令和3年度 ITSSレベル3及び4の訓練を高率助成の対象に追加

生産性向上支援訓練 独法交付金で実施 追加分R4年度予算案1.5億円(0)

中小企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関等を活用したオーダーメイド型の訓練を実施((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)。

【訓練コースの例(IT関連)】

- ・クラウド活用
- ・IoT活用によるビジネス展開
- ・AI活用
- ・RPA活用
- ・ビッグデータ活用

(令和4年度予算案での対応)

○生産性向上人材育成支援センター(全国47カ所)にDX人材育成推進員(仮称)を配置するとともに、DX関連の生産性向上支援訓練を拡充し、中小企業のDX人材育成を推進。

※1 ITSS(ITスキル標準)とは、各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標。

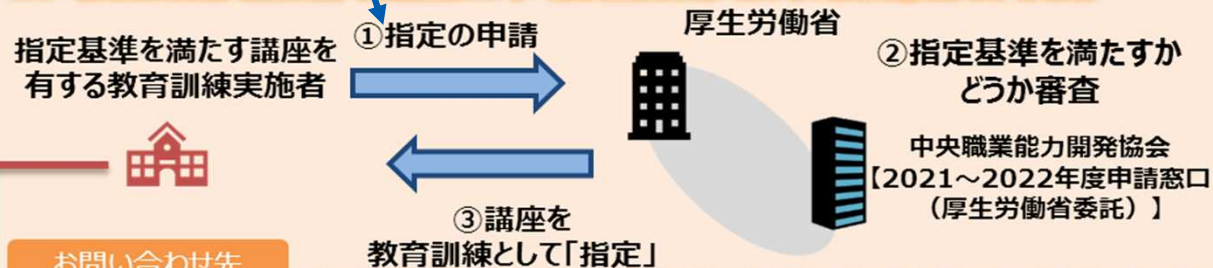
教育訓練給付制度の概要

教育訓練給付とは、労働者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講修了した場合に、負担した費用の一部を雇用保険により支援する制度です。支給を受けるためには、

1. 教育訓練実施者が、講座について厚生労働大臣の「指定」を受けること、
2. 当該指定講座を受講する労働者が、教育訓練給付の要件を満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことが必要です。

4月又は10月の年2回

1. 教育訓練実施者が、講座について厚生労働大臣の「指定」を受けること



お問い合わせ先

講座指定の申請手続について（申請の時期、申請書類の記入方法、指定基準等）
中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課 電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて
厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

※講座の内容によって給付の内容も変わります。

専門実践教育訓練

- ・ 特に、労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象
- ・ 受講費用の5割（上限年間40万円）を半年に一回支給
- ・ 資格取得等し、かつ修了1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合等に、受講費用の2割（上限年間16万円）を追加給付

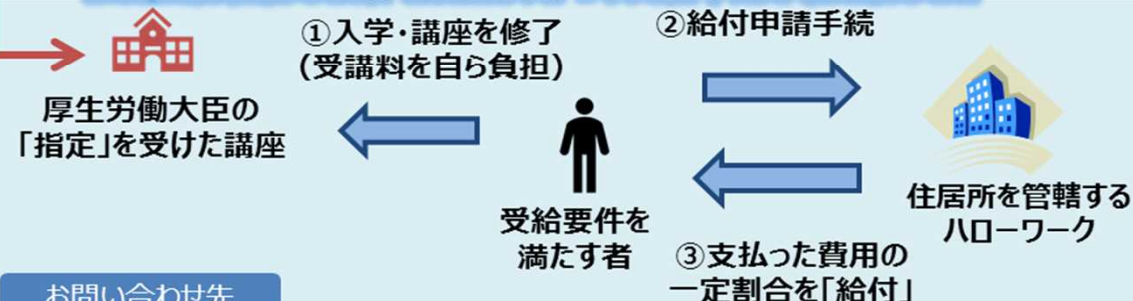
特定一般教育訓練

- ・ 特に、労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象
- ・ 受講費用の4割（上限年間20万円）を訓練修了後に支給

一般教育訓練

- ・ その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象
- ・ 受講費用の2割（上限10万円）を訓練修了後に支給

2. 当該指定講座を受講する労働者が、教育訓練給付の要件を満たし、かつ、支給申請手続を行うこと



お問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
（連絡先一覧） <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

教育訓練給付の種類

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<p>受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給</p> <p>※訓練修了後1年以内に、資格取得等し就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。</p>	<p>受講費用の40%（上限20万円）</p>	<p>受講費用の20%（上限10万円）</p>
支給要件	<p>在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</p>		
講座数	2,584講座（2021年10月時点）	484講座（2021年10月時点）	11,177講座（2021年10月時点）
受給者数	29,404人（2020年度実績） ／100,846人（制度開始～2020年度）	1,647人（2020年度実績）	89,011人（2020年度実績）
対象講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすもの</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携</p> <p>③ 専門職大学院</p> <p>④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</p>	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすもの</p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程</p> <p>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携</p> <p>85講座</p>	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）</p>

厚生労働省のデジタル人材育成の取組

離職者向けの支援

ハロートレーニング デジタル強化分の新規 R4年度予算案5億円(0) (公共職業訓練、求職者支援訓練)

離職者等に対して、民間教育訓練機関等も活用し、無料の職業訓練を提供。民間訓練実施機関等へは委託費等を支給。

- (令和3年度補正予算・令和4年度予算案での対応)
- デジタル分野の訓練コースの設定を促進するため、ITSSレベル1以上の資格取得率等の要件を満たす訓練実施機関に対して、委託費等の上乗せを行う。

企業（在職者）向けの支援

人材開発支援助成金 R4年度予算案681億円 (307億円)

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

- (令和3年度補正予算・令和4年度予算案での対応)
- ITSSレベル2の訓練も高率助成の対象に追加。
- (参考)
- ・令和3年度 ITSSレベル3及び4の訓練を高率助成の対象に追加

離職者及び在職者向けの支援

教育訓練給付 R4年度予算案237億円 (192億円)

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部(2割～最大7割)を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

- (今後の対応)
- 関係省庁と連携して、デジタル分野の講座指定を促進。
※経済産業省(第四次産業革命スキル習得講座)
※文部科学省(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム等)

生産性向上支援訓練 独法交付金で実施 追加分R4年度予算案1.5億円(0)

中小企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関等を活用したオーダーメイド型の訓練を実施((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)。

- 【訓練コースの例(IT関連)】
- ・クラウド活用
 - ・IoT活用によるビジネス展開
 - ・AI活用
 - ・RPA活用
 - ・ビッグデータ活用

- (令和4年度予算案での対応)
- 生産性向上人材育成支援センター(全国47カ所)にDX人材育成推進員(仮称)を配置するとともに、DX関連の生産性向上支援訓練を拡充し、中小企業のDX人材育成を推進。

※1 ITSS(ITスキル標準)とは、各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標。

人材開発支援助成金の概要

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：（ ）内は中小企業事業主以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練（※1） について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)%（※2）】 賃金助成：760(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)%（※2）】 賃金助成：960(480)円/時・人
			OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース（※3）	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成（※4）： ・正社員化した場合70% ・非正規の場合60% 賃金助成：760(475)円/時・人	OFF-JT 経費助成（※4）： ・正社員化した場合100% ・非正規の場合75% 賃金助成：960(600)円/時・人
			OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成（定額）：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>： 6,000円/日・人	経費助成（定額）：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>： 7,200円/日・人

※1 特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）、認定実習併用職業訓練

※2 雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 非正規雇用労働者が対象

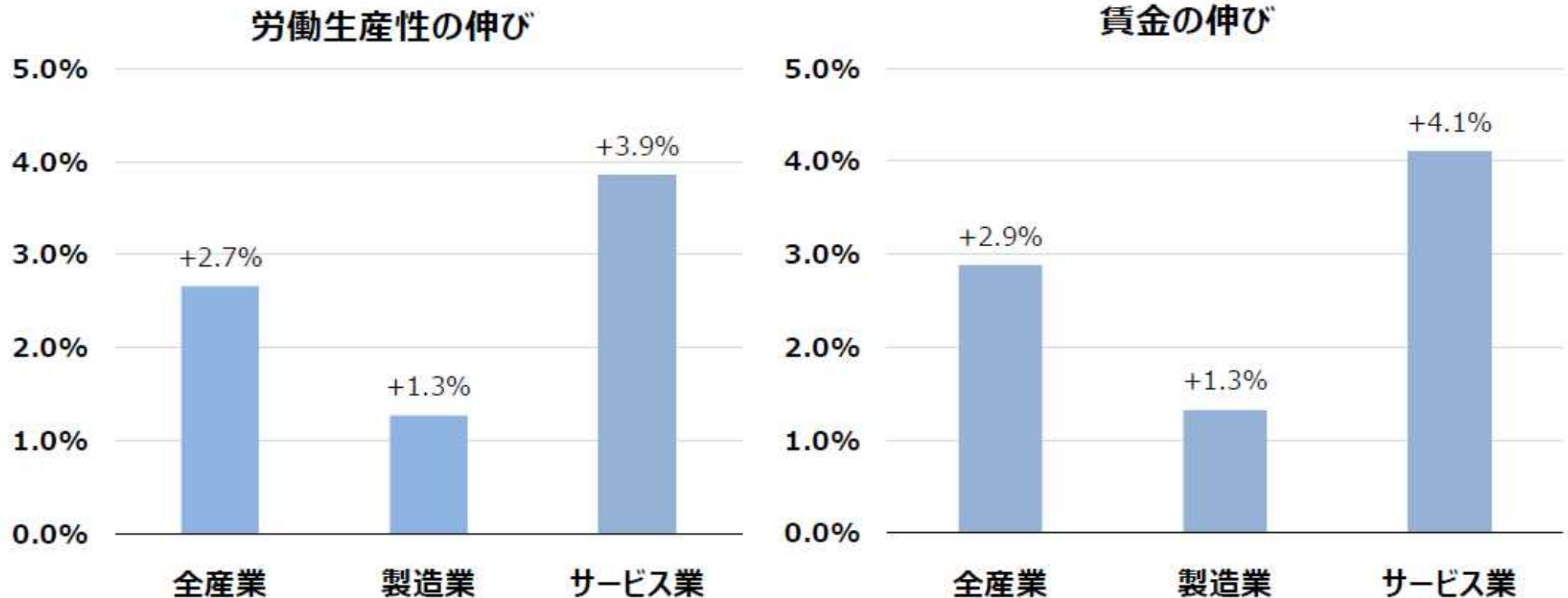
※4 中小企業等担い手育成訓練は対象外

※5 通信制（e-ラーニングを含む）の場合は、経費助成のみ対象とする

教育訓練の生産性・賃金に対する効果

実証分析によると、教育訓練投資は企業の労働生産性や賃金にプラスの効果がある。

教育訓練ストックが2倍になった場合の効果



(注) 労働生産性、平均賃金を被説明変数とし、従業員1人当たり教育訓練ストックを説明変数とする実証分析。
教育訓練ストック：「企業活動基本調査」の能力開発費（Off-JTの費用）の過去5年間の累積値に減耗率（40%）を加味したもの。
データは、企業活動基本調査の2009～2015年度のパネルデータを使用。

(出所) 森川正之（2018）「企業の教育訓練投資と生産性」RIETI Discussion Paper Series,18-J-021を基に経済産業省が作成。

参考資料

あなたのスキルアップや キャリア形成を支援します！

[令和3年4月1日版]

SKILL
UP ↑

厚生労働省では、働いている方や働こうとしている方が、スキルアップやキャリア形成をしていくための支援策を用意しています。ぜひご活用ください。

働きながら スキルアップしたい

教育訓練給付金

給付金

自ら費用負担した受講費用の一部（最大70%）を支給します

ハورتレーニング（在職者訓練）

実践的

実習を中心とした実践的な訓練を受講できます

求職者支援制度（コロナ特例）

コロナ特例

新型コロナウイルスの影響で、休業やシフト減となった方にも、働きながら訓練を受けていただくことができます

P. 2

自身のキャリア を見直したい

キャリア形成サポートセンター

オンライン対応

専門家に、今後のキャリア形成などを無料で相談できます

ジョブ・カード

キャリアの棚卸し

キャリア・プランや自分の能力・強みなどを整理できます

職業情報提供サイト（日本版O-NET）

適職診断

就きたい職業に必要なスキルや自分の適職がわかります

P. 3

就職・転職 をしたい

おしごとアドバイザー

電話・メール相談

就職や転職の素朴な疑問や悩みをお聞きします

ハローワーク

窓口相談

転職や再就職の相談ができます
希望に応じた仕事を探すことができます

P. 4

離職したときには

ハورتレーニング（離職者訓練、求職者支援訓練）

無料

雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料で職業訓練を受講できます

- 指定の教育訓練を修了した方に訓練受講費用の20～70%※1を支給します
- 対象講座は約1.4万件
- 在職中or離職して1年以内の方※2が対象

※1：年間最大56万円まで。最大額を受給するには、例として高度IT資格や看護師の養成等の専門的な講座を受講し、資格取得後就職すること等が必要です（講座ごとの支給率や上限額は、別途ご確認ください）。

※2：雇用保険に加入してから1～3年以上経過していることが必要です。詳細はお問い合わせください。

活用例

現場でのスキルアップ



- ・大型2種自動車免許取得講座を受講
- ・入学金、受講料合わせて20万円の支払い



事前に受給要件を確認し、訓練修了後、申請。
8万円（40%）が一括で支給。

看護師を目指す



- ・看護の専門学校に入学し、3年間通学。
- ・入学金、受講料合わせて3年で180万円。



事前に受給要件を確認し、申請。
15万円が半年ごとに支給（計90万円（50%））。



- ・さらに、資格を取得し1年以内に再就職。

20%分の36万円が追加支給。

【お問い合わせ】ハローワーク 対象講座は

教育訓練給付金 検索

ハロートレーニング（在職者訓練）

実践的

詳しい情報は[こちらから](#)

- 「ものづくり分野」や「オフィス業務で役に立つ分野」などで、実習を中心とした訓練コースを受講できます
- 2～5日間程度の訓練でスキル・知識を習得できます

※お申し込みは事業主の方を通じて行っていただく場合があります。

訓練コースは 検索



求職者支援制度（コロナ特例）

コロナ特例

詳しい情報は[こちらから](#)

- 転職を目指すシフト制で働く方などが、仕事と訓練受講を両立できるよう、求職者支援制度の給付金の要件などを緩和しています

従来の要件

- 月の収入が8万円以下
- 訓練に毎回出席



特例

令和3年9月末まで

- 月の収入要件を12万円以下に引き上げ（シフト制で働く方などのみ）

- 一定回数までであれば、仕事で訓練を欠席した場合も対象に

令和4年3月末まで

- 働きながら受講しやすいコースを追加
 - ・ 短期間（2週間～）
 - ・ 短時間（1日2時間～、月60時間～）

求職者支制度とは…

- ・ 無料の職業訓練を受講しながら
- ・ 要件を満たせば月10万円の給付金を受給できる制度です

【お問い合わせ】ハローワーク 受講条件・訓練コースは

求職者支援制度 検索

- 働いている方は今後の仕事の方向性などについて
専門家（キャリアコンサルタント）に無料で相談ができます
- 1回60分（予約制）Web相談対応

こんな方にお勧め

- ・今の仕事や将来のキャリアに不安を感じている方
- ・新たにスキルを身に付けたい方
- ・再就職にお悩みの方



キャリアのご相談は [キャリア形成サポートセンター](#) [検索](#)

- ジョブ・カードで、自分の能力や強みを整理しましょう
たとえば…
 - ・これまでの仕事・学んだこと・職業訓練・免許・資格
- 今後の目標を考えたり、求職活動での自己PRに役立ちます



ジョブ・カードの作成方法

①ご自身でオンラインから

→ [「ジョブ・カード制度総合サイト」](#)からオンライン上で作成

②キャリアコンサルタントと相談しながら

働いている方：「キャリア形成サポートセンター」にご相談ください

求職中の方：ハローワークにご相談ください

→専門家(キャリアコンサルタント)の客観的な意見なども踏まえて作成

ご自身のキャリアの振り返りに [ジョブ・カード](#) [検索](#)

- 5分間の診断テストで、あなたに向いている職業をご紹介します
- あなたと仕事に関する疑問にお答えするサイトで
どんな仕事が自分に向いている？
自分のスキルはどれくらいのレベル？何が必要？
- 職業の内容、必要なスキルなども確認できます



仕事について調べるなら [日本版O-NET](#) [検索](#)

- 就職・転職に関する相談を電話・メールで受け付けます
- 専門家（キャリアコンサルタント）が無料・予約不要で相談に対応します

こんな方にお勧め

- ・ 誰に相談したらいいかわからない
- ・ 相談したいけど時間がない
- ・ 対面では相談しづらい

ご相談窓口

電話 0120-987-754 (受付 平日17:00~21:00 土日祝日10:00~21:00)
 メール shitsumon@oshigoto.mhlw.go.jp

おしごとアドバイザー

検索



ハローワーク

窓口相談

詳しい情報は[こちらから](#)

- 全国544か所のハローワークで、就職・転職に関する相談ができます。最寄りのハローワークへご相談ください（無料・予約不要）
- ハローワークには年間約1,000万件の求人が寄せられているので、相談しながらご自身にあった仕事を探すことができます



【お問い合わせ】ハローワーク

最寄りのハローワークは

ハローワーク

所在地

検索

ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

無料

詳しい情報は
[こちらから](#)

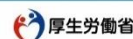
- 再就職を目指す方が、雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料で、概ね2か月～2年間の職業訓練（離職者訓練、求職者支援訓練）を受講できます

あなたのしごと探しに、
役立つスキルを。

ハロートレーニング
< 離職者訓練・求職者支援訓練 >

【受講料は無料】
※一部テキスト代等は有料

雇用保険を受給しながら受講可能	月額10万円の給付金を支給（支給要件あり）
離職者訓練	求職者支援訓練



くわしくは[コチラ](#)

【お問い合わせ】ハローワーク

受講の条件・訓練コースは

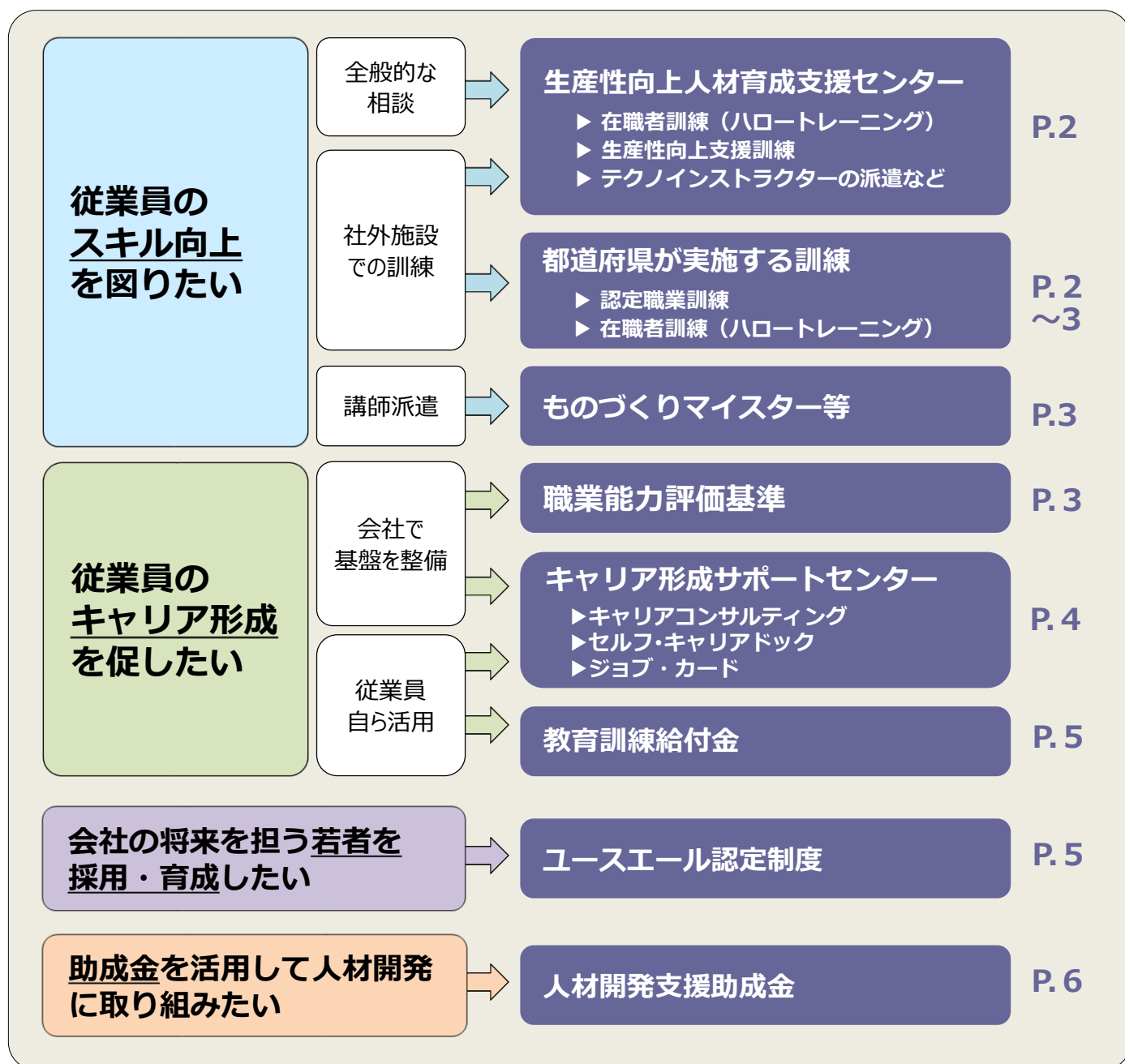
ハロトレ

検索

人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

[令和3年10月1日改訂版]

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。令和3年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。



全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

【訓練日数】概ね2～5日（12～30時間）

【主な訓練分野】◎機械系／機械設計、機械加工、金属加工 ◎居住系／建築計画、測定検査、設備保全、◎電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、生涯キャリア形成、マーケティング、ITによる業務改善”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。



【訓練日数】概ね1～5日（6～30時間）

【主な訓練分野】生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、営業・販売マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、倫理・セキュリティ

テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



【お問い合わせ先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



社外訓練

都道府県が実施する訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

※訓練期間：普通課程・・・原則として1年。

短期課程・・・6か月以下。

【主な訓練科】

建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



【お問い合わせ先】都道府県人材開発主管課

都道府県立の職業能力開発施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。
（訓練期間：概ね2～5日）

【主な訓練コース】

機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練
（例）機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など

【地域の実情に応じた訓練コース】

地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練
（例）観光ビジネス科、陶磁器製造科、繊維エンジニア科、自動車整備科 など



【お問い合わせ先】 都道府県人材開発主管課

講師派遣

ものづくりマイスター等

ニーズにあわせて最適な熟練技能者（ものづくりマイスター等）を派遣します

◆ 熟練技能者「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行います

【対象職種】 製造業・建設業（機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など）

◆ IT系の熟練技能者「ITマスター」がIT技術等の講習を行います

【講習例】 ロボットを活用したプログラミングの概念等、Webサイト製作、サイバーセキュリティ技術の学習 など

◆ IT技能を兼ね備えたものづくり現場の熟練技能者「テックマイスター」がITを活用した生産性等向上に係る指導を行います

【指導例】 ロボット、センサーカメラ導入による生産性向上 など



【お問い合わせ先】 地域技能振興コーナー

キャリア形成

職業能力評価基準

職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をHPで公開しています

1. 効果的な人材育成ができます。

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」により、従業員の能力レベルを把握して効果的な人材育成ができます。

2. キャリアパスを明確化することができます。

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」により、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格・検定などを示して人材育成に活かすことができます。

【お問い合わせ先】 職業能力評価基準ホームページをご覧ください

職業能力評価基準

検索

キャリアコンサルタント（国家資格）が、ジョブ・カードを活用して相談・助言を行います
 キャリア形成サポートセンターでは、企業および労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成支援を行っています。こうした従業員の自律的なキャリア形成の支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

おもに下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ・ ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ・ ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.6参照）
- ・ セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- ・ 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

◆キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になりました。守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。
 当センターでは在職者の方個人からの申し込みでもキャリアコンサルティングを受けられます。

◆セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組み（仕組み）のことです。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供することで、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるといった効果が期待されます。

◆ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」および「職業能力証明」のためのツールです

【効果的な人材育成】

ジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

【採用活動】

ジョブ・カードを応募書類として活用することで、書面や面接場面だけではとらえられない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.6参照）。

ジョブ・カード制度総合サイト

<https://jobcard.mhlw.go.jp/>



自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対 象	雇用保険の被保険者（※）または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 （※）雇用保険の被保険者とは一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支給額	◆ 一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円） ◆ 特定一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。 ◆ 専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円） ② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに 雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ※ ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額 （年間上限56万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大224万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者で あって、かつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 ※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。

- 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金**」を受給できる場合があります（P.6参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「**教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム**（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。

【お問い合わせ先】ハローワーク

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！



<認定マーク>

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

認定基準など、詳しくは「**若者雇用促進総合サイト**」をご覧ください！



【お問い合わせ・申請書類提出先】都道府県労働局

若者雇用促進総合サイト

検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

対象労働者	支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	
					生産性の向上が認められる場合
正規雇用労働者向け	特定訓練コース	事業主 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に資する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 〔・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練〕	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 【60(45)%※1】 ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT※2] ・実施助成 665(380)円/時・人	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 【75(60)%※1】 ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT※2] ・実施助成 840(480)円/時・人
	一般訓練コース	事業主 事業主団体等	他の訓練コース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人
	教育訓練休暇付与コース	事業主	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成30万円	定額助成36万円
非正規雇用労働者向け	特別育成訓練コース	事業主	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇用型訓練 〔・有期実習型訓練〕 ・中小企業等担い手育成訓練	[OFF-JT] ・経費助成 実費※4 ・賃金助成 760(475)円/時・人 [OJT※2] ・実施助成 760(665)円/時・人	[OFF-JT] ・経費助成 実費※4 ・賃金助成 960(600)円/時・人 [OJT※2] ・実施助成 960(840)円/時・人

<1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円※3>

<1年度1事業所当たり助成額は最大500万円※3>

<1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円>

※1 以下の場合に適用されます。

- ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
- ・セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※2 雇用型訓練と中小企業等担い手育成訓練に限ります。

※3 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。

※4 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。（中小企業等担い手育成訓練は対象外）

支給要件や手続きなど、詳しくは「厚生労働省ホームページ」をご覧ください！

